

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和3年12月13日（月） 午後3時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- 1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について…………… 1
（令和4年4月1日以降適用開始）【契約課】
- 2 工事成績条件付一般競争入札について【契約課】…………… 4
- 3 災害実績条件付一般競争入札について…………… 5
（令和4年4月1日以降適用開始）【契約課】
- 4 特例監理技術者の配置について…………… 7
（令和4年4月1日以降適用開始）【契約課】
- 5 設計施工一括発注方式（簡易版）の試行対象工事の追加について…………… 9
（令和4年4月1日以降適用開始）【契約課】
- 6 優良建設工事表彰制度の改正について…………… 11
（令和4年4月1日以降適用開始）【検査課】
- 7 法定外の労災保険の加入について…………… 12
（令和4年4月1日以降適用開始）【検査課】
- 8 その他…………… 13
(1) 職員による元請業者への下請及び協力業者のあっせん及び
紹介の禁止について 【契約課】
- 9 質疑応答

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950

総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達を推進を図るため、令和4年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施します。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事实績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事实績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 評価項目の追加

追加評価項目	評価基準	配点	追加理由
建設キャリアアップシステムへの登録状況	建設キャリアアップシステムへの事業者登録を行っている者	0.5点	建設キャリアアップシステムの活用率の向上と、技術者の処遇改善や現場管理の効率化を促進させるため。
	建設キャリアアップシステムへの事業者登録を行っていない者	0点	

(2) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和4年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1. 施工計画	(1) 施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2) 工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3) 施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4) 品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小 計			6~10点		6~10点	
I型・II型 共通	2. 企業の施工能力	(1) 同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2) 工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	2点	○	—	○	—
		(3) 建設キャリアアップシステムへの事業者登録 状況	0.5点	○	○	○	○
		小 計			4.5点	2.5点	4.5点
	3. 配置予定技術者の能力	(1) 主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※3	1点	○	○	○	○
		(2) 主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無 (直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3) 施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○
		(4) 継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5) 若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
	小 計			5点	5点	5点	5点
	4. 地域の精通性	(1) 地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2) 東広島市域内における同種工事の元請施工 実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小 計			—	2点	—
	5. 地域貢献の実績	(1) 災害対応活動の有無 ※5	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2) 広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無 (前年度)	0.25点	○	○	○	○
(3) 東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)		0.5点	○	○	○	○	
(4) 市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)		1点	○	○	○	○	
(5) 市内資材販売業者からの指定資材調達割合		1点	○	○	○	○	
小 計			3.75点	2.75点	3点	2.75点	
6. 社会貢献	(1) 障害者雇用の状況 ※6	0.25点	○	○	○	○	
	小 計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
7. 施工体制	(1) 調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※7	5点	○	○	○	○	
	小 計			5点	5点	5点	5点
合 計				18.5~ 28.5点	17.5~ 27.5点	17.75~ 27.75点	17.5~ 27.5点

※1 平成19年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和元年度(平成31年度)から令和3年度までの同一工種の平均点とする。
(ただし、令和4年5月31日以前に公告を行う案件は、平成30年度から令和2年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85点以上	2.0
平均工事成績評定点 65点~85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和元年度から令和4年度とする。

※6 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※7 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上の応札者と同様に評価する。

2 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、令和4年度は、災害復旧工事に係る工事成績評定の緩和を含むため、令和4年度は工事成績条件付一般競争入札の実施をしないこととします。

※工事成績評定は、実施します。

<工事成績評定の対象工事>

請負金額500万円を超える請負工事。

ただし、次の工事を工事成績評定の対象工事から除く。

- ①当初請負金額3,500万円未満の災害復旧工事
- ②緊急を要する応急工事

3 災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

災害復旧工事を受注した建設者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を入札参加要件とした災害実績条件付一般競争入札は、令和4年度も引き続き試行します。

2 改正内容

発注件数の範囲を増加します。

令和3年度	令和4年度
各ランク27件程度（各ランク各町3件以内）とします。	各ランク <u>36</u> 件程度（各ランク各町 <u>4</u> 件以内）とします。

※その他の要件については従来どおりです。具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「災害実績条件付一般競争入札」のとおりです。

3 適用日

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用します。

災害実績条件付一般競争入札

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク36件程度（各ランク各町4件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2（抜粋）
格付別標準発注金額表

等級別格付	請負対象設計金額
	土木一式工事
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

4 特例監理技術者の配置について

1 趣旨

建設業法の一部改正（令和2年10月1日施行）により、監理技術者の専任義務が緩和され、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）をそれぞれの現場に専任配置する等の一定の条件を満たすことで、特例監理技術者（工事を兼任する場合の監理技術者のことをいう。以下同じ。）による工事の兼務が可能になりました。このことを受け、本市の運用を次のとおり定めることとします。

2 特例監理技術者の配置が認められる工事の要件

特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならないものとします。

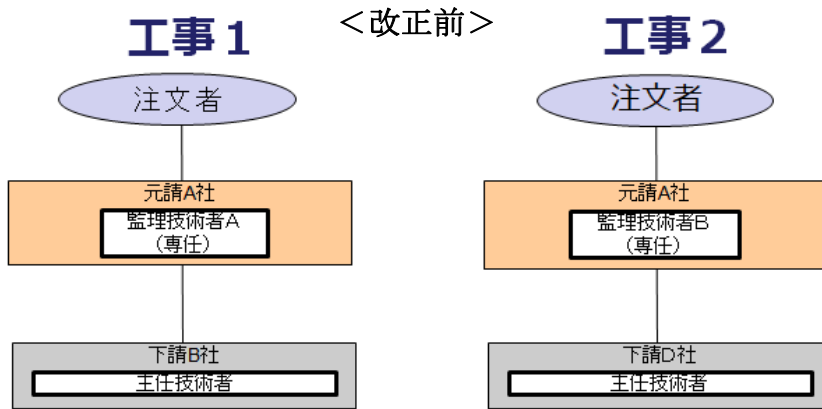
- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は東広島市内の工事であること。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 発注者が兼務について承認していること。
- (10) 本市発注工事にあっては、総合評価落札方式による工事、低入札価格調査制度適用工事又は共同企業体（復旧・復興建設工事共同企業体を含む）対象工事に該当しないこと。

3 適用日

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用します。

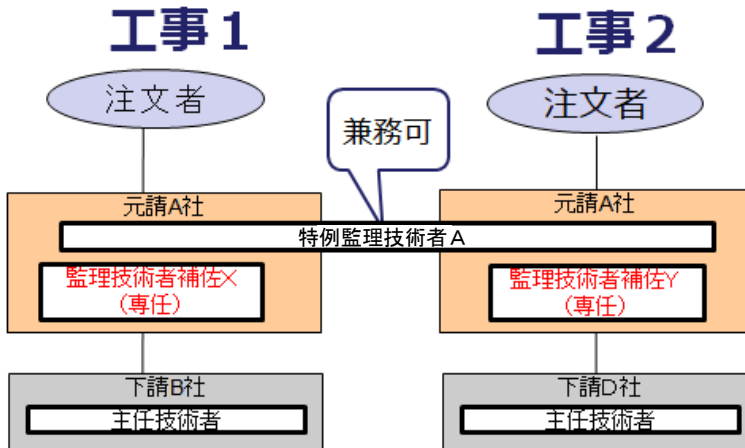
特例監理技術者の配置の概要

参考



監理技術者は現場に専任の者でなければならなかった。

<改正後 (R2. 10. 1) >



監理技術者補佐がそれぞれの現場に専任配置する等一定の条件を満たせば、監理技術者は兼務が可能となる。

5 設計施工一括発注方式(簡易型)の試行対象工事の追加について

1 趣旨

建設工事の工期短縮やコスト縮減を図ることを目的として、平成27年11月20日以降、解体工事に限り、設計施工一括発注方式による発注を行っているところですが、その試行対象工事に、防火水そう(耐震性貯水槽)の設置に係る工事を追加します。

※設計施工一括発注方式とは

設計と施工を一括して同一の請負者に発注する方式で、設計と施工を一元化することにより、請負者の技術力等を活用し現場条件に適した合理的な設計・施工が可能となります。

2 試行対象工事

現行 (解体工事)	次のいずれも満たす案件であること。 ア 施工業者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することが合理的で、工期の短縮やコスト縮減を図る可能性のある工事であること。 イ <u>解体工事(国庫補助等の補助対象事業を除く。)</u> であること。 ウ <u>請負対象設計金額(税込)が、500万円未満</u> であること。
今回追加 (防火水そう)	次のいずれも満たす案件であること。 ア 施工業者が有する設計技術と施工技術を一体で活用することが合理的で、工期の短縮やコスト縮減を図る可能性のある工事であること。 イ <u>40m³級の防火水そう(耐震性貯水槽)の設置に係る土木一式工事</u> であること。 ウ 地形が平坦で地下埋設物が無く、防火水そう(耐震性貯水槽)を設置するに当たり制約を受けない場所であること。 エ <u>請負対象設計金額(税込)が5,000万円未満</u> であること。(複数の箇所を一括して発注することも可とする。)

3 発注方法【現行どおり】

原則、一般競争入札で発注します。入札公告等において、設計施工一括発注方式(簡易型)である旨を明示します。参加可能ランクは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定します。

4 適用約款等【現行どおり】

約款は、本市の定める設計施工一括発注工事対象請負契約約款及び設計施工一括発注工事対象請負契約約款特約事項を適用します。案件ごとに特記仕様書等において、条件等を明示します。

5 技術者の配置【現行どおり】

受注者は、施工に係る技術者（監理技術者又は主任技術者）のほかに、設計に係る技術者（管理技術者）を配置する必要があります。（管理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係は必要としない。また、主任技術者と兼ねることができる。）

6 前払金及び部分払

前払金及び部分払については、次のとおりとします。

	前払金及び部分払の請求の可否
解体工事の場合	不可【現行どおり】
防火水そう（耐震性貯水槽）の設置に係る工事の場合	可

7 適用日

令和4年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

6 優良建設工事表彰制度の改正について

1 趣旨

優良建設工事表彰制度の見直しを行い、建設業界の受注意欲や意識高揚を図るとともに工事の品質向上を目指すものです。

2 改正点

(1) 表彰審査の対象となる工事の追加

	現行	改正後
表彰審査の対象となる工事	前年度に市内業者（JVを除く）が施工し、完成し、市が引渡しを受けた評価対象工事のうち、80点以上の工事	前年度に市内業者が施工し、完成し、市が引渡しを受けた評価対象工事のうち、80点以上の工事

(2) ホームページ公表対象となる工事の追加

市内業者以外の受注者で、優良建設工事の選考基準を満たす者をホームページに掲載し公表します。

3 適用日

令和4年4月1日以降に表彰又は公表するものから適用します。

7 法定外の労災保険の加入について

1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、政府の労働者災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を目的とした保険契約の保険料等を、予定価格へ反映するために、水道工事については令和3年8月から現場管理費を改定しました。また、営繕工事については令和4年1月から改定します。

このことから対象となる水道工事及び営繕工事について、法定外の労災保険への加入を義務化します。

なお、その他の土木工事については、令和3年4月1日から適用しています。

2 加入を義務化する法定外の労災保険

法定外の労災保険の加入先	(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、保険会社
保険の条件等	政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするもの 法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示

3 対象工事

「水道施設整備費に係る歩掛表」を適用する水道工事及び「公共建築工事積算基準等資料」を適用する営繕工事

※ 対象工事については、水道工事は特記仕様書に、営繕工事は特約事項に法定外の労災保険への加入義務を記載します。

4 適用日

令和4年4月1日以降に見積依頼、指名又は公告する案件から適用します。

8 その他

(1) 職員による元請業者への下請及び協力業者のあっせん及び紹介の禁止について

【契約課】

…資料の14ページをご確認ください。

令和3年11月1日

各 位

東 広 島 市

職員による元請業者への下請及び協力業者のあっせん及び紹介の禁止について

本市では入札・契約事務の執行にあたり、公共工事及び業務に対する市民の信頼の確保と、これを請け負う建設業等の健全な発達を促進するため、厳正かつ適正に行ってまいりました。また、関係法令等に基づき、公正公平で、透明性、競争性の高い入札・契約事務を行うとともに、適正な施工の確保などの入札契約制度の改善に取り組んできたところです。

しかしながら、本年9月には、本市発注の道路河川等維持業務を巡り、収賄容疑で職員が逮捕されるという誠に遺憾な事態が発生いたしました。

本市では今回の事件を重く受け止め、本市の入札契約に関わり、二度とこのような事件が起こることのないよう、本市職員による元請業者への下請及び協力業者のあっせん及び紹介を禁止することといたしました。

つきましては、貴社におかれましても同趣旨を社員に周知いただきますようお願いいたします。